

公益財団法人東京都公園協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、公の施設の指定管理者について、施設の管理が、施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って適切に行われているかを監査する。

あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実地監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都公園協会	令和4年9月8日から同年10月7日まで	令和2年度及び令和3年度の指定管理事業
局	建設局、環境局、港湾局	令和4年9月7日、同年10月11日及び12日	

2 団体等の概要

設立の目的	都市緑化、公園緑地、河川及び水辺環境に関する事業を通して、都民生活に安らぎとゆとりをもたらし、あわせて日本の文化を世界に発信することを目的として設立
主な沿革	昭和23年2月 東京都建設局内に任意団体東京公園協会を設置 昭和29年2月 財団法人東京都公園協会として設立許可 平成18年4月 指定管理者として51公園、9庭園、8霊園、1葬儀所の管理を開始 平成22年3月 公益財団法人へ移行 平成28年4月 指定管理者として42公園、1施設、9庭園、8霊園、1葬儀所、2自然公園施設の管理を開始
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑化及び公園緑地等に関する普及啓発、利用促進及び防災機能の強化 東京都都市緑化基金の造成、管理及び運用 河川（土砂災害防止事業を含む。）及び水辺環境に関する普及啓発、利用促進（観光振興に資する事業を含む。）、施設管理及び防災機能の強化 公益目的事業に関する附帯事業の経営

所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目 44 番 1 号	
組織	3 部 11 課 1 事務局 6 園 3 管理事務所	
人員	役員 14 名 (理事長 1 名 (常勤)、常務理事 2 名 (常勤)、理事 9 名 (非常勤)、 監事 2 名 (非常勤)) 職員 709 名	
都との関係	出えん	基本財産 3 億 4,464 万余円のうち、5,000 万円 (14.5%)
	基金への出えん (表 1)	28 億 7,611 万余円 (令和 3 年度末残高) のうち、10 億円 (34.8%)
	負担金 (表 2)	2,185 万余円 (令和 2 年度交付額) 3,926 万余円 (令和 3 年度交付額)
	事業の委託 (表 3)	15 億 3,043 万余円 (令和 2 年度委託料) 14 億 8,862 万余円 (令和 3 年度委託料)
	経常収益等に占める都からの収益 (表 4)	経常収益等 144 億余円のうち、107 億余円 (74.3%)
	財産の貸付 (表 5)	土地 (14,864.55 m ²) 及び河川管理施設 (10,823.75 m ²) を占用許可 土地 (12.21 m ²) 及び建物 (27.75 m ²) を使用許可 土地 (3,306.94 m ²) につき売店等の設置許可 土地 (162,795.55 m ²) 及び建物 (18,802.34 m ²) を管理許可 船舶 3 隻 (184 総トン) を貸付け
	職員の派遣等	都派遣者数 63 名 (常勤職員 63 名) 都退職者数 29 名 (常勤役員 2 名、非常勤役員 1 名、常勤職員 26 名)
	東京都政策連携団体等	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・経営 (事業運営) の指導・監督を行っている。
	経営目標の達成状況に係る評価結果	令和 2 年度 : B 令和 3 年度 : B
	公の施設の管理運営 (表 6)	92 億 1,010 万余円 (令和 2 年度指定管理料) 90 億 4,925 万余円 (令和 3 年度指定管理料)
指定管理者運営状況評価	令和 2 年度 S : 5 施設 A : 24 施設 B : 34 施設 令和 3 年度 S : 6 施設 A : 38 施設 B : 18 施設 (詳細は「参考資料」のとおり)	

(注) 上記数値等は令和 4 年 3 月 31 日現在

(表1) 出えん金(取崩し型) 残高

(単位: 百万円)

出えん金名 (基金名)	令和元年度末残高		令和2年度			令和3年度		
		都出えん	増加額	減少額	年度末 残高	増加額	減少額	年度末 残高
東京都都市緑化基金	2,856	1,000	10	-	2,866	9	-	2,876

(表2) 負担金の交付状況

(単位: 千円)

所管局	負担金名	根拠	対象事業 (負担割合)	交付額		
				令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
環境局	都有施設における充電設備等設置事業	協定	都有施設における電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車用充電設備の設置、運用及び維持管理(負担割合: 年間上限1,614万8,049円(注1)又は2,312万円(注2))	19,495	21,854	39,268

(注1) 令和2年度設置分(10基)に係る負担割合

(注2) 平成30年度設置分(6基)に係る負担割合

(表3) 事業の委託

(単位: 千円)

所管局	事業名	委託期間	委託料		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
建設局	都立公園トイレの洋式化事業	平成30.11.1~ 令和2.3.31	57,497	-	-
建設局	葛西臨海公園花の名所の魅力向上事業	令和元11.20~ 令和4.3.31	41,999	61,929	70,499
建設局	多様な生物が生息する都立公園づくりモニタリング事業	令和3.4.1~ 指定管理の協定期間	-	-	64,667
建設局	都立公園池水質改善事業	平成30.7.4~	168,444	166,614	23,718
建設局	返還墓所改葬工事に伴う補助業務	平成31.4.1~ 令和4.3.31	16,960	18,096	17,714
建設局	土砂災害警戒区域等指定に係わる補助業務委託	平成31.4.1~ 令和4.3.31	114,819	110,748	94,908
建設局	河川管理施設(情報提供装置)の管理の委託	平成31.4.1~ 令和4.3.31	3,661	2,940	3,640

所管局	事業名	委託期間	委託料		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
建設局	河川管理施設（地下調節池） の管理の委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	396, 769	393, 638	437, 095
建設局	河川管理施設（防災船着場） の管理の委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	35, 983	28, 273	33, 629
建設局	河川事業の理解促進に向けた 河川施設活用等検討委託	令和 3. 1. 9～ 令和 3. 3. 19	-	7, 480	-
建設局	隅田川水辺環境保全業務委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	377, 399	411, 521	414, 925
建設局	水上バス保守管理の委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	127, 583	84, 912	63, 538
建設局	和田堀第二調節池事業地管理 委託	令和 3. 12. 25～ 令和 4. 3. 31	-	-	2, 564
建設局	河川工事監督業務委託	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	153, 409	150, 849	159, 148
建設局	扇橋閘門運転業務委託	令和元. 7. 8～ 令和 4. 3. 31	33, 267	39, 094	41, 459
環境局	八丈ビジターセンター及び 八丈植物公園管理業務	平成 31. 4. 1～ 令和 4. 3. 31	54, 970	54, 340	55, 440
旧オリンピック・パラリンピック準備局	花壇苗の現地試験の栽培管理 委託	令和元. 5. 29～ 令和元. 10. 31	9, 973	-	-
旧オリンピック・パラリンピック準備局	花壇苗の栽培管理委託	令和 3. 4. 21～ 令和 3. 11. 30	-	-	5, 677
合計			1, 592, 737	1, 530, 437	1, 488, 625

(表4) 経常収益等に占める都からの収益の推移

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		構成比		構成比		構成比
合計	16,612	100	14,225	100	14,471	100
都からの収益	11,110	66.9	10,762	75.7	10,752	74.3
管理運営受託収益等	11,110	66.9	10,762	75.7	10,752	74.3
他の収益	5,501	33.1	3,463	24.3	3,718	25.7
公益目的事業会計	11,890	71.6	11,147	78.4	11,122	76.9
都からの収益	11,091	66.8	10,740	75.5	10,712	74.0
管理運営受託収益等	11,091	66.8	10,740	75.5	10,712	74.0
他の収益	799	4.8	406	2.9	409	2.8
収益事業等会計	4,721	28.4	3,077	21.6	3,347	23.1
都からの収益	19	0.1	21	0.2	39	0.3
管理運営受託収益等	19	0.1	21	0.2	39	0.3
他の収益	4,701	28.3	3,055	21.5	3,308	22.9
法人会計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
都からの収益	-	-	-	-	-	-
他の収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0

(注) 協会の会計は、公益事業に係る収支を公益目的事業会計、収益事業に係る収支を収益事業会計、管理部門に係る収支を法人会計に区分している。

(表5) 財産の貸付

(単位：m²、隻、千円)

分類	施設名	目的	種類				占使用料 (年額)
			土地	建物	河川 管理施設	船舶	
行政財産	駐車場用地等 (123件)	駐車場等 (占有許可)	14,864.55	-	10,823.75	-	14,007
	売店等(9件)	売店、アイスショー ケース、冷蔵庫等 (使用許可)	12.21	27.75	-	-	371
	スポーツランド 等(116件)	スポーツランド等 (設置許可)	3,306.94	-	-	-	22,967
	駐車場等 (97件)	駐車場等 (管理許可)	162,795.55	18,802.34	-	-	641,376
普通財産	水上バス「さ くら」	水上バスを活用し、 防災船として災害 対策に備えるにと もに平常時に隅田 川等を運行し都民 に東京の水辺にお ける船旅を提供し、 水辺空間のにぎわ い創出を目指す	-	-	-	1	1,424
	水上バス「あ じさい」		-	-	-	1	
	水上バス「こ すもす」		-	-	-	1	

(表6) 公の施設の管理運営

(単位：千円)

所管局	【グループ名】 施設名称 (所在地)	指定管理期間	指定管理料		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
建設局	【都市部の公園・南部グループ】 (注1) 東京都立日比谷公園外 5 公園 1 施設 (千代田区日比谷公園ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	925, 544	717, 398	729, 138
建設局	【都市部の公園・北部グループ】 東京都立戸山公園外 6 公園 (新宿区戸山一丁目ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	799, 650	694, 477	711, 050
建設局	【多摩丘陵グループ】 東京都立長沼公園外 4 公園 (八王子市長沼町ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	300, 530	324, 737	357, 880
建設局	東京都立大神山公園 (小笠原村父島)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	64, 592	63, 685	64, 113
建設局	【防災公園グループ】 東京都立東白鬚公園外 20 公園 (墨田区堤通二丁目ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	3, 781, 722	3, 787, 188	3, 895, 089
建設局	【文化財庭園グループ】(注2) 東京都立浜離宮恩賜庭園外 8 公 園 (中央区浜離宮庭園ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	598, 990	845, 826	619, 937
建設局	東京都立神代植物公園 (調布市深大寺元町二丁目ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	562, 624	576, 131	602, 436
建設局	【東京都霊園】 東京都多磨霊園外 7 霊園 (府中市多磨町四丁目ほか)	平成 28. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	1, 878, 433	1, 691, 482	1, 665, 311
建設局	東京都瑞江葬儀所 (江戸川区春江町三丁目)	平成 31. 4. 1～ 令和 6. 3. 31	408, 219	350, 253	351, 047
環境局	東京都奥多摩ビジターセンター (奥多摩町氷川)	平成 27. 4. 1～ 令和 2. 3. 31	20, 895		
環境局	東京都立小峰公園 (あきる野市留原ほか)	平成 30. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	31, 629	31, 965	31, 965
環境局	東京都小笠原ビジターセンター (小笠原村父島字西町)	平成 28. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	20, 521	20, 710	21, 285
港湾局	東京都立葛西海浜公園 (江戸川区臨海町六丁目)	平成 30. 4. 1～ 令和 3. 3. 31	105, 107	106, 254	
合計			9, 498, 460	9, 210, 106	9, 049, 251

(注1) 都市部の公園・南部グループについては、協会、大星ビル管理株式会社及び株式会社共立が結成した共同事業体が管理している。

(注2) 文化財庭園グループには一部利用料金制が採用されているため、同グループに係る指定管理料は、利用料収入の見込み額を考慮して支出されている。

第3 監査の結果

1 運営に関する事項

本監査では、公益財団法人東京都公園協会（以下「協会」という。）が行っている都立公園、自然公園施設、霊園及び葬儀所（以下これらの公の施設を総称して「都立公園等」という。）に係る指定管理事業について、利用者の利便性に配慮した対応が図られているか、会計経理が適正に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等を抽出により検証した。

その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。

(1) 事業実績

協会は、都との協定に基づき、指定管理者として、都立公園等の管理運営業務を行っている。業務内容としては、利用指導、案内、警備等の運営管理、植物管理、清掃、施設保守点検等の維持管理、運動場などの有料施設の使用申込みの受付、承認、料金徴収などを実施し、都立公園等の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理運営を通じて、利用者サービスの向上を図っている。

都立公園等のうち、東京都立浜離宮恩賜庭園ほか8公園の管理運営に当たっては、入場料及び園内の有料施設の利用料金を指定管理者の収入とする一部利用料金制を採用している。都は、利用料金制を採用する都立公園については、これらの利用料収入の見込み額を考慮した指定管理料を協会に支出している。

都立公園の利用者数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより大幅に減少し、令和3年度は一部公園において新規の遊具広場のオープンや開園記念イベントなどで利用者数が増加したが、総じて令和2年度と同程度の利用者数で推移している。

2 指摘事項

(1) 団体

ア 浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの

協会は、浜離宮恩賜庭園にある発着場に停留する水上バスを運行しているA社（以下、「会社」という。）との間で、水上バス乗船券と浜離宮恩賜庭園の入園整理券を会社がセット販売し、後日精算することなどを定めた「セット券販売に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結している。セット券の購入者は、水上バスに乗船後、浜離宮恩賜庭園の水上バス発着場にて水上バスを下船し入園しており、セット券利用者の入園料については、覚書の定めにより会社から毎月報告される「入園者数日別集計表」をもとに、協会が入園料分を請求し精算している。

そこで、このセット券の入園料分の精算について見たところ、「入園者数日別集計表」には、日ごとの入園整理券の販売枚数が書かれているが、その根拠となる資料が添付されておらず、会社から報告された販売枚数が正確であるかを協会が確認することができない状態であることが認められた。

協会は、入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

イ 瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの

東京都瑞江葬儀所の管理に関する基本協定（平成31年4月1日。以下「基本協定」という。）では、東京都瑞江葬儀所における管理運営業務のうち、施設の使用許可については、協会が受付及び使用料の徴収を行い、徴収された使用料は、局がこれを受け入れることと定められている。

協会は、使用料の徴収に当たり、使用申込書、収入金処理票及び使用券兼領収書の3枚1組で構成される、連番管理された手書き複写式の帳票を用いている。

この事務処理について、令和4年2月分（579件）を見たところ、協会は、帳票を書き損じた場合（84件）において、書き損じた帳票は3枚一式で保管しているものの、番号が振られていない別の帳票に書き損じた帳票に振られた番号を手書きで記載し、正規の帳票として使用料を徴収していたことが認められた。

このような事務処理は、収入金の漏れや誤りを防ぐという、帳票の連番管理の趣旨に沿った事務処理となっておらず、適正でない。

協会は、帳票の取扱いを改め、瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

ウ 規程に従って契約事務を行うべきもの

協会は、財務会計規程（平成21年協会規程第11号。以下「規程」という。）により会計処理に関する基本を定めており、規程では、緊急な施工を要する工事の請負契約、又は250万円未満の工事の請負契約及び委託契約については契約書の作成を省略できること、及び契約書の作成を省略する場合は、注文書の交付、請書の徴取、請求書又は納品書の徴取その他の方法により、契約の存在及び履行の状況を明らかにしておかなければならないことが定められている。

そこで、協会が規程の定めに従って契約書を作成しているかについて確認したところ、表7の契約についても契約書の作成を省略できると誤認したため、契約金額が250万円以上の契約であるにもかかわらず、契約書の作成を行っておらず、適正でない。

協会は、規程に従って契約事務を行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（表7）契約の概要

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
1	2021年度光が丘公園剪定枝葉収集運搬処理委託	令和4.3.25～令和4.3.31	3,034,360
2	2021年度代々木公園緊急事態宣言特別警備委託	令和3.4.29～令和3.5.29	3,730,750
3	2021年度9庭園神代植物公園の入場予約システム運営委託（単価契約）	令和3.7.29～令和4.3.31	11,925,000

エ 契約変更について

契約事務取扱要綱第33条では、事業執行課は、契約金額又は工期（契約期間）の変更が生ずる場合においては、変更起工書に変更仕様書等の必要な書類を添えて、総務部財務課に提出するものと定められている。

契約金額又は契約期間を変更すべき契約について、この手続が行われているかについて見たところ、次のとおり、適正でない点が認められた。

(ア) 契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの

協会は、表8のとおり、旧古河庭園の「春のバラフェスティバル」実施に伴い、来園者サービスの向上や一層の普及啓発を図るため、ライトアップの設備設営及び維持管理保守を委託しており、この契約ではライトアップ期間を令和3年5月7日から同月19日までと定めている。

ところが、同年4月23日、建設局が新型コロナウイルス感染症対策による緊急事態宣言に対応するため協会に事務連絡を発出し、同月25日から旧古河庭園を休園としたことから、協会は来園者サービスとしてのライトアップを中止することにした。

そこで、協会は、ライトアップした庭園を別途契約したドローンにより撮影し、YouTube や Twitter で配信することを同年5月6日に決定した。これに伴い、ライトアップのために園内に設置した機材を引き続き残置させ、同年6月13日に受託者にライトアップを実施させた。

しかしながら、表8の契約期間は令和3年4月8日から同年6月10日であるため、協会は契約書に定められた契約期間外にライトアップを実施させていたことになる。

前述のとおり、契約事務取扱要綱第33条によれば、契約期間の変更が生ずる場合には契約変更手続を行わなければならないと定められている。また、旧古河庭園は都の文化財庭園であるため景観面に十分配慮する必要があることから、事故が発生した場合等に対処できるよう損害賠償請求等について定めた契約書の契約期間内に業務を履行すべきであり、協会が契約変更手続を行っていないことは、適正でない。

協会は、契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表8) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
2021年度旧古河庭園「春バラのライトアップ」運営委託	令和3.4.8～令和3.6.10	3,905,000

(イ) 契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの

協会は、石神井公園の野外卓補修と樹木管理のため、表9のとおり、工事契約を締結し、樹木管理については、基本剪定50本と枯損木伐採1本を行い、その発生材処分を行っている。

そこで、この契約について見たところ、表10のとおり、契約内容と完了届の内容に相違が見られた。

このことについて、協会は、完了届が提出された際に、契約内容より数量が多いことに気づき、受注者に連絡したところ、金額はそのままの回答を口頭で得たため、契約変更手続をすることなく、検査合格とし、支払をしたとしている。

しかしながら、この契約では、発生材の数量に単価を乗じて契約金額を算出しており、当初の契約数量を大幅に上回ったことから、契約金額の変更の必要が生じたにもかかわらず、契約事務取扱要綱第33条に基づく契約変更手続を行っておらず、適正でない。

協会は、契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
2021年度石神井公園園地補修工事	令和4.2.1～令和4.3.25	8,300,000

(表10) 契約内容と完了届の内容との相違

(単位：円)

種別	形状・寸法	契約数量 (a)	完了届の数量 (b)	差 (c=b-a)	差額 (c×15(注))
発生材処分費	23区再資源化施設持込	8,242 kg	15,830 kg	7,588 kg	113,820

(注) 契約書には金額内訳の記載がないため、設計書単価の15円(税抜)で試算したもの。

オ 契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの

協会は、浜離宮恩賜庭園の維持管理のため、表 1 1 の契約を締結している。

この契約に基づく園路清掃及び植込地清掃に係る契約額については、年間作業面積（1 回に行う作業面積×年間清掃回数）に契約単価を乗じて算出している。

また、仕様書では、園路清掃について、通常期は拾い掃き清掃を、落葉期は落葉清掃を行うとし、それぞれ作業量に応じた契約単価を定めているが、これらの作業の対象となる園路は同じであるため、両者を同時に行うものではない。

ところで、受託者から提出された作業実績表を確認したところ、次の点が認められた。

(ア) 契約では、通常期の園路清掃の年間清掃回数を 3 3 9 回としているが、

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のため休園するよう局から指示を受けたことなどから、作業実績は、契約の回数よりも 3 回少なかった
- ② 上記作業実績 3 3 6 回のうち、同じ園路に対して通常清掃と落葉清掃とを同時に行ったとしているものが 2 回あった

ことから、作業実績は、契約の回数よりも 5 回少ない 3 3 4 回であることが認められた。

(イ) 契約では、通常期の植込地清掃の年間清掃回数を 6 0 回としているが、日常手が回らなかった場所を重点的に行わせたことから、作業実績は、契約の回数よりも 2 回多い 6 2 回であることが認められた。

しかしながら、協会は、表 1 2 のとおり、清掃回数の変更があった落葉期については契約変更を行っているが、通常期について契約変更手続を行わず、また、通常清掃と落葉清掃とを同時に行ったとしていることを履行の完了確認の際に見逃していた。

このため、表 1 3 のとおり、園路清掃等に要した費用が 1 万 9, 0 4 1 円過大に支払われており、適正でない。

協会は、契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求められたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(表 1 1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)
浜離宮恩賜庭園園地等清掃委託	令和 2. 4. 1～令和 3. 3. 31	24, 030, 000
		契約変更後 22, 023, 200

(表 1 2) 園路清掃等に係る契約金額の内訳及び契約変更 (令和 3 年 3 月 3 0 日) の内容

(単位 : a、回、円)

種別	形状・寸法	作業面積	年間清掃回数		年間清掃面積		単価	金額	
			変更前 変更後	増(△)減	変更前 変更後	増(△)減		変更前	増(△)減
園路清掃	通常期 拾い掃き清掃	269.9	339	0	91,496	0	33	3,019,368	0
	339		91,496		3,019,368				
園路清掃	落葉期 落葉清掃	269.9	23	1	6,207	270	315	1,955,205	85,050
	24		6,477		2,040,255				
植込地清掃	通常期 拾い清掃	1,702.7	60	0	102,162	0	8	817,296	0
	60		102,162		817,296				
植込地清掃	落葉期 落葉清掃	1,702.7	19	2	32,351	3,405	67	2,167,517	228,135
	21		35,756		2,395,652				
その他の業務								16,070,614	△2,319,985
								13,750,629	
契約金額 (税抜き)								24,030,000	△2,006,800
								22,023,200	

(表 1 3) 実際の支払額と契約変更等を適正に行った場合の支払額との差 (監査事務局試算) (注 1)

(単位 : a、回、円)

種別	形状・寸法	作業面積	単価	誤		正		差	
				清掃回数	金額	清掃回数	金額	清掃回数	金額
園路清掃	通常期 拾い掃き清掃	269.9	33	339	3,019,368	334	2,974,818	(注 2) 5	44,550
植込地清掃	通常期 拾い清掃	1,702.7	8	60	817,296	62	844,536	(注 3) △ 2	△ 27,240
小計									17,310
消費税及び地方消費税額									1,731
合計									19,041

(注 1) この表は、通常期の園路清掃及び植込地清掃に係る支払額の差を抜粋して試算したものである。

(注 2) ①新型コロナウイルス感染症対策のため局から休園指示を受けたことなどによる変更 3回

②落葉清掃と同時にを行ったとして実施回数に含めていた回数 2回

(注 3) 日常手が回らなかった場所を重点的に行わせたことによる変更 △ 2回

カ 消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの

光が丘公園では、例年、水景施設である芝生広場の流れ（以下、「芝生流れ」という。）を、期間限定で稼働しており、令和3年度は、7月21日から8月31日まで稼働している。

また、この芝生流れで使用する流水には、遊離残留塩素濃度が厚生労働省で定められた遊泳用プールの衛生基準値となるように、消毒用薬品（次亜塩素酸ナトリウム10%溶液）を希釈したものを使用している。次亜塩素酸ナトリウムは自然分解し、遊離残留塩素濃度が低下するため、薬品の使用期限は製造から6か月となっており、薬品を流水に注入する装置（以下、「装置」という。）の取扱説明書にも、薬品はできるだけ短期間（夏場は10日から20日）で使い切るように記載されている。

ところで、協会は、装置への薬品補充を、表14の契約にて委託しており、仕様書において、7月及び8月の予定回数を1回ずつとし、補充に使用する薬品は協会が準備することと定めている。

そこで、装置への薬品補充の実施状況について見たところ、初回の補充時には、前年の補充から6か月以上経過した薬品が、タンク内に8割ほど残っていたにもかかわらず、それを廃棄しないまま新しい薬液を追加していた。その後の稼働期間中においても、一度も使い切ることなく、タンク内に薬品が残っている状態で継ぎ足しており、稼働最終日も薬品補充した後、次年度までそのままの状態としていたことが認められた。

また、補充回数についても、稼働期間中に週1回の頻度で計6回行っており、月1回の予定を大幅に上回っていた。

このことについて、協会は、遊離残留塩素濃度が基準値を下回らないように、薬品補充回数を増やす必要があったとしているが、装置の稼働開始に当たりタンクに残留していた薬品を全て廃棄した上で、薬品の用法用量を守って新しい薬液を補充していれば、仕様書で定める予定回数で済んだものである。

薬品の使用期限を守らず、また装置の取扱説明書どおりの取扱いを行わなかったことは適切ではない。

協会は、消毒用薬品の使用を適切に行われたい。

（公益財団法人東京都公園協会）

（表14）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額（税抜き）
2021年度 光が丘公園水景施設ほか清掃委託	令和3.4.1～令和4.3.31	2,200,000

(2) 局及び団体

ア 管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの

東京都瑞江葬儀所の管理に関する基本協定(平成31年4月1日。以下「基本協定」という。)では、協会が管理運営業務として実施する工事等によって新たな資産が生じた場合、その資産は全て都に帰属すると定められている。

また、基本協定では、協会は、管理運営業務の実施に当たって、局が作成した指定管理者管理運営業務の手引き(以下「手引き」という。)に従って業務を実施しなければならないと定められている。手引きでは、協会が施行する工事によって生じる公有財産の異動に関する事務について、次の手続が定められている。

- ① 指定管理料で工作物を取得する場合は、事前に東部公園緑地事務所に相談すること
- ② 工事が完了した際には、速やかに東部公園緑地事務所に報告すること
- ③ 所は、報告内容を精査し、工事の規模等により公有財産登録の必要があると判断したときは、協会に関係資料の提出を求めるなど、所要の手続を執ること

ところで、協会は、表15のとおり、葬儀所内敷地に廃棄物集積所を設置しているが、この工事によって生じた工作物の異動に関する事務について見たところ、協会が上記③の事務を所管する東部公園緑地事務所の管財担当に対して、上記①及び②の手続を執らなかったことが認められた。

このため、監査日(令和4年10月12日)現在、当該工作物が局の公有財産台帳に登載されておらず、適正でない。

協会は、管理運営業務によって取得する公有財産に係る手続を適正に行われたい。

局は、協会が管理運営業務によって取得した公有財産に係る取扱いについて適正に指導されたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(建設局)

(表15) 工事の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)	施工場所	仕様
2020年度瑞江葬儀所廃棄物集積所設置工事	令和3.1.19 ～ 令和3.3.19	2,134,000	瑞江葬儀所内	寸法 6,000mm×6,000mm フェンス高さ 1,800mm 門扉 両開き 幅2,000mm 集積所内はコンクリート舗装

イ 指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの

都立神代植物公園の管理に関する基本協定(平成28年4月1日。以下「基本協定」という。)では、協会は、公園の運営管理の一環として開かれる催事の実施に当たって、指定管理者管理運営業務の手引き(以下「手引き」という。)に従って業務を実施しなければならないと定められている。

手引きでは、協会が主体となって行う催事については、園地などの公園施設を占用する場合であっても、占用許可(注)を要しないものと定められている。

ところで、協会は、令和2年11月14日に神代植物公園芝生広場の一部948平方メートルを占用して映画上映会を開催しているが、協会は、同月13日付けで西部公園緑地事務所あて公園占用許可申請を行い、所は同日これに対する許可を与え、協会は占用料5,688円を納付したことが認められた。

この取扱いは、手引きに従ったものではなく、適正でない。

協会及び局は、手引きに従って公園の占用許可事務を行われたい。

(公益財団法人東京都公園協会)

(建設局)

(注) 物件を設けずに都市公園を占用する者に対し、これを許可することをいう。都市公園を占用する者は、東京都規則で定める占用料を納付することとされている(東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)第13条及び第14条)。

3 意見・要望事項

(1) 団体

ア 委託金額の支払要件の整理について

都立神代植物公園の管理に関する基本協定（平成28年4月1日）では、協会は、東京都立神代植物公園における管理運営業務の実施について、年度終了後、管理運営業務の実施状況報告書を遅滞なく局に提出しなければならないと定められている。

令和2年度における管理運営業務の実施状況報告書を見たところ、表16のとおり、事業計画書に記載された項目について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発出による休園等のため、実施できなかったものがあることが認められた。

協会は、これらの事業の実施に当たり表17の契約を締結しているが、事業の中止に伴う事務処理について見たところ、協会は、植物マルシェに係る展示会場設営委託契約については契約金額を支払わずに協議解除を行ったが、フローラルコンサートに係る出演委託契約及び音響委託契約については、当日荒天かつ天候の回復が見込めない場合に、協会と受託者との協議の上中止としたときに契約金額変更をしない旨の仕様書を根拠に、契約金額全額を支払ったことが認められた。

今後、不測の事態に伴う事業の中止により、締結した契約を途中で終了させる事態も想定される。このような場合においては、当該契約の目的、業務の進捗割合、終了時期等に応じて契約金を支払うことも想定されることから、契約ごとに支払要件を仕様書等において定めることを検討する必要がある。

協会は、協会の責めに帰することができない事由により、受託者が業務を遂行できない場合における委託金額の支払要件の整理について検討が望まれる。

（公益財団法人東京都公園協会）

(表 1 6) 令和 2 年度 年間事業計画・実績書<イベント・都民協働・自主事業> (抜粋)

計画						実施	
種別	No.	事業名	概要	予定時期	予定参加人数	実施時期	実施状況
自主事業	3	フローラルコンサート	季節の花を背景やテーマにしたコンサートの開催	適宜	延べ 3,300人	4月5日	さくらコンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
						5月4日	ガーデンコンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
						5月17日 5月24日 6月7日	ばら園コンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
						10月11日 10月18日 10月25日	ばら園コンサート ※新型コロナ対策感染症拡大防止のため中止
						4	植物マルシェ

(表 1 7) フローラルコンサート等の実施に当たり締結された契約の処理経過 (単位：円)

事業名	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)	処理経過
フローラルコンサート	2019年度神代植物公園フローラルコンサート(1~4月分)音響委託(複数年契約・継続)	令和2.4.1~ 令和2.4.5	60,000	令和2年4月5日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、4月25日付けで受託者に代金を支払い
	2019年度神代植物公園フローラルコンサート(1~4月分)出演委託(複数年契約・継続)	令和2.4.1~ 令和2.4.5	50,000	令和2年3月25日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、4月25日付けで受託者に代金を支払い
	令和2年度神代植物公園フローラルコンサート(春)音響委託	令和2.4.1~ 令和2.6.7	240,000	令和2年6月7日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、同月25日付けで受託者に代金を支払い
	令和2年度神代植物公園フローラルコンサート(春)出演委託	令和2.4.1~ 令和2.6.7	150,000	令和2年4月28日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、5月25日付けで受託者に代金を支払い
	令和2年度神代植物公園フローラルコンサート(1月分)音響委託	令和2.12.9~ 令和3.1.31	120,000	令和3年1月7日付けでイベントが中止となった場合でも委託料を支払う旨決定し、1月25日付けで受託者に代金を支払い

事業名	契約件名	契約期間	契約金額 (税抜き)	処理経過
コ フ ロ ン サ ー ラ ト	令和 2 年度神代植物公園 フローラルコンサート (1月分) 出演委託	令和 2.12.8～ 令和 3.1.31	100,000	令和 3 年 1 月 7 日付けでイベント が中止となった場合でも委託料を 支払う旨決定し、1 月 25 日付けで 受託者に代金を支払い
植 物 シ ェ マ ル	令和 2 年度 神代植物公園 「グリーンマルシェ」展 示会場設営【設置】委託	令和 2.4.1～ 令和 2.5.5	198,200	令和 2 年 4 月 10 日付けで受託者と の間で違約金を発生させずに契約 を合意解除

第4 運営状況の概要

1 運営状況

(1) 事業実績

ア 公の施設の管理運営

(ア) 都立公園等の収支

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	9,932,911	9,341,293	9,199,224
指定管理料	9,477,565	9,210,106	9,049,251
利用料金	455,346	131,187	149,973
支出	9,700,183	9,588,270	9,321,835
収支	232,726	△ 246,980	△ 122,613

(イ) 都立公園等の管理運営業務の実績

① 都立公園及び自然公園施設

名称	面積 (㎡)	利用者数 (人)			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
都市部の公園・南部グループ	東京都立日比谷公園	161,636.66	5,519,711	2,675,485	2,181,280
	東京都立芝公園	122,501.09	1,263,801	977,094	1,066,186
	東京都立青山公園	40,018.20	462,451	425,452	401,093
	東京都立林試の森公園	120,762.91	1,126,997	3,017,786	3,144,808
	東京都立蘆花恒春園	80,304.43	725,264	920,700	909,453
	東京都立祖師谷公園	93,372.07	1,125,660	1,101,769	1,150,328
	日比谷公園大音楽堂	5,700.00	200,942	14,764	67,418
都市部の公園・北部グループ	東京都立戸山公園	186,471.81	1,098,076	1,105,170	1,138,979
	東京都立善福寺公園	80,264.47	841,982	1,192,446	1,030,831
	東京都立高井戸公園	24,667.03		392,800	586,504
	東京都立浮間公園	117,330.24	829,681	969,973	1,094,687
	東京都立赤塚公園	255,480.40	721,958	816,068	889,666

名称		面積 (㎡)	利用者数 (人)		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
都市部の公園・ 北部グループ	東京都立 石神井公園	225,650.03	2,334,120	2,317,423	1,942,679
	東京都立 大泉中央公園	103,000.00	357,176	286,017	348,994
多摩丘陵 グループ	東京都立 長沼公園	367,024.29	42,123	62,477	66,174
	東京都立 平山城址公園	120,013.58	32,242	71,975	78,925
	東京都立 小山田緑地	444,364.04	471,012	730,942	587,218
	東京都立 小山内裏公園	459,211.09	1,021,058	1,040,222	1,039,984
	東京都立 桜ヶ丘公園	339,322.38	343,017	393,896	382,783
東京都立大神山公園		153,125.94	372,723	231,977	315,157
防災公園 グループ	東京都立 東白鬚公園	103,127.60	177,946	182,385	184,406
	東京都立 木場公園	238,711.13	1,609,538	1,384,993	1,361,817
	東京都立 砦公園	391,777.35	1,996,769	2,319,443	2,178,917
	東京都立 駒沢オリンピック公園	413,573.09	2,355,164	1,547,769	1,731,503
	東京都立 代々木公園	540,529.00	16,875,355	6,543,233	2,368,774
	東京都立 善福寺川緑地	178,783.62	2,544,013	1,764,881	1,479,699
	東京都立 和田堀公園	260,502.79	1,675,140	1,482,143	1,397,790
	東京都立 汐入公園	129,369.83	2,295,541	1,840,955	2,034,083
	東京都立 城北中央公園	253,077.93	890,505	886,467	1,060,943
	東京都立 光が丘公園	607,823.73	3,621,150	3,070,665	3,481,995
	東京都立 舎人公園	631,530.67	5,696,164	2,905,772	3,293,255
	東京都立 水元公園	963,630.81	2,819,083	2,553,638	2,256,616
	東京都立 篠崎公園	302,622.96	1,674,811	1,207,687	1,213,887
東京都立 葛西臨海公園	778,597.49	3,286,916	1,948,788	2,219,430	

名称		面積 (㎡)	利用者数 (人)		
			令和元年度	令和2年度	令和3年度
防災公園グループ	東京都立 武蔵野中央公園	112,440.33	886,849	850,993	948,409
	東京都立 府中の森公園	171,483.43	1,256,866	812,658	1,042,112
	東京都立 武蔵野の森公園	385,750.34	645,829	689,221	676,881
	東京都立 小金井公園	802,341.05	2,746,615	2,192,756	2,270,515
	東京都立 東村山中央公園	121,098.87	661,178	723,978	695,927
	東京都立 東大和南公園	98,719.71	1,513,393	1,315,103	1,298,536
	東京都立 秋留台公園	118,447.07	758,810	687,991	782,935
文化財庭園グループ	東京都立 浜離宮恩賜庭園	250,215.72	621,366	146,525	147,890
	東京都立 旧芝離宮恩賜庭園	43,175.36	135,621	40,412	42,086
	東京都立 小石川後楽園	70,847.17	309,248	96,385	109,324
	東京都立 六義園	87,809.41	618,746	181,583	187,077
	東京都立 旧岩崎邸庭園	18,235.47	152,379	39,901	50,202
	東京都立 向島百花園	10,885.88	110,156	41,077	37,579
	東京都立 清澄庭園	81,091.27	245,662	91,193	102,168
	東京都立 旧古河庭園	30,780.86	313,876	105,220	114,784
	東京都立 殿ヶ谷戸庭園	21,123.59	111,662	50,105	39,784
東京都立神代植物公園		489,731.10	646,139	310,890	264,389
自然施設公園	東京都立 小峰公園	107,576.00	83,678	85,148	74,101
	東京都 小笠原ビジターセンター	924.12	16,759	4,334	7,911
公園上	東京都立 葛西海浜公園	(注) 4,117,473.01	475,408	454,702	

(注) うち水域 4,114,688.68 ㎡

② 文化財庭園における入園者数

(単位：人)

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	有料	無料	計	有料	無料	計	有料	無料	計
東京都立 浜離宮恩賜庭園	548,062	73,304	621,366	127,236	19,289	146,525	130,963	16,927	147,890
東京都立 旧芝離宮恩賜庭園	110,404	25,217	135,621	31,480	8,932	40,412	33,440	8,646	42,086
東京都立 小石川後樂園	273,107	36,141	309,248	83,619	12,766	96,385	98,638	10,686	109,324
東京都立 六義園	530,086	88,660	618,746	153,854	27,729	181,583	167,497	19,580	187,077
東京都立 旧岩崎邸庭園	115,585	36,794	152,379	30,796	9,105	39,901	43,865	6,337	50,202
東京都立 向島百花園	78,506	31,650	110,156	32,487	8,590	41,077	27,147	10,432	37,579
東京都立 清澄庭園	194,976	50,686	245,662	72,075	19,118	91,193	84,994	17,174	102,168
東京都立 旧古河庭園	256,481	57,395	313,876	87,489	17,731	105,220	96,668	18,116	114,784
東京都立 殿ヶ谷戸庭園	80,191	31,471	111,662	41,486	8,619	50,105	35,255	4,529	39,784
計	2,187,398	431,318	2,618,716	660,522	131,879	792,401	718,467	112,427	830,894

③ 文化財庭園における入園料収入

(単位：千円)

施設名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	入園料	施設 使用料	計	入園料	施設 使用料	計	入園料	施設 使用料	計
東京都立 浜離宮恩賜庭園	138,333	828	139,161	32,194	212	32,406	33,599	234	33,833
東京都立 旧芝離宮恩賜庭園	12,213	1,891	14,104	3,810	824	4,635	5,079	606	5,685
東京都立 小石川後樂園	64,063	3,345	67,408	19,315	827	20,142	23,112	1,095	24,207
東京都立 六義園	117,195	335	117,530	33,120	92	33,213	38,646	71	38,718
東京都立 旧岩崎邸庭園	36,130	-	36,130	10,503	-	10,503	15,181	-	15,181
東京都立 向島百花園	7,647	1,498	9,146	3,211	300	3,511	2,996	232	3,229
東京都立 清澄庭園	23,239	9,713	32,953	8,659	2,675	11,335	10,626	2,400	13,026
東京都立 旧古河庭園	30,768	-	30,768	10,727	-	10,727	11,957	-	11,957
東京都立 殿ヶ谷戸庭園	7,677	464	8,141	4,554	156	4,710	3,967	172	4,139
計	437,270	18,076	455,346	126,098	5,088	131,186	145,165	4,812	149,978

④ 霊園

施設名	面積 (㎡)	使用者数 (人)			埋蔵数 (体)		
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
東京都 青山霊園	263,564	14,109	15,011	14,946	132,365	133,070	133,752
東京都 谷中霊園	102,537	6,517	7,474	7,484	56,555	57,342	58,084
東京都 染井霊園	67,911	3,927	3,946	4,008	30,635	30,843	30,983
東京都 雑司ヶ谷霊園	106,110	13,222	13,060	12,869	80,653	81,097	80,310
東京都 八柱霊園	1,046,468	82,736	84,691	85,317	325,321	330,928	335,343
東京都 八王子霊園	664,305	33,998	33,942	33,827	103,904	104,985	105,915
東京都 多磨霊園	1,280,237	76,256	76,028	76,917	448,918	451,255	453,707
東京都 小平霊園	653,545	59,950	61,026	61,717	196,289	200,716	205,841

⑤ 納骨堂及び斎場

施設名	納骨堂 短期遺骨保管数(個)						斎場 使用件数(件)		
	一時収蔵数			短期収蔵数			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度			
東京都 雑司ヶ谷霊園	1,288	1,167	1,074	8,393	8,445	8,479	(注)3	123	150
東京都 八柱霊園	1,339	1,315	1,267						
東京都 多磨霊園	2,475	2,345	2,177						

(注) 東京都雑司ヶ谷霊園の斎場(崇祖堂)では、平成30年10月から令和2年2月まで改修工事が行われていた。

2 参考資料

(1) 公の施設の管理運営状況

ア 各施設の概要

(ア) 都市部の公園・南部グループ

施設名	所在地	開園等年月日
東京都立日比谷公園	千代田区日比谷公園	明治 36. 6. 1
東京都立芝公園	港区芝公園一・二・三・四丁目	明治 6. 10. 19
東京都立青山公園	港区六本木七丁目、南青山一丁目	昭和 45. 6. 1
東京都立林試の森公園	目黒区下目黒五丁目、品川区小山台二丁目	平成元. 6. 1
東京都立蘆花恒春園	世田谷区粕谷一丁目	昭和 13. 2. 27
東京都立祖師谷公園	世田谷区上祖師谷三・四丁目、祖師谷五・六丁目、成城九丁目	昭和 50. 6. 1
日比谷公園大音楽堂	千代田区日比谷公園一丁目五番	大正 12. 7. 1

(イ) 都市部の公園・北部グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立戸山公園	新宿区戸山一・二・三丁目、大久保三丁目	昭和 29. 8. 16
東京都立善福寺公園	杉並区善福寺二・三丁目	昭和 36. 6. 16
東京都立高井戸公園	杉並区久我山二丁目	令和 2. 6. 1
東京都立浮間公園	板橋区舟渡二丁目、北区浮間二丁目	昭和 42. 7. 26
東京都立赤塚公園	板橋区高島平三丁目、徳丸七・八丁目、四葉二丁目、大門、赤塚四・五・八丁目	昭和 49. 6. 1
東京都立石神井公園	練馬区石神井台一・二丁目、石神井町五丁目	昭和 34. 3. 11
東京都立大泉中央公園	練馬区大泉学園町九丁目	平成 2. 6. 1

(ウ) 多摩丘陵グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立長沼公園	八王子市長沼町、下柚木、堀之内	昭和 55. 6. 1
東京都立平山城址公園	八王子市堀之内	昭和 55. 6. 1
東京都立小山田緑地	町田市下小山田町、上小山田町	平成 2. 6. 1
東京都立小山内裏公園	町田市小山ヶ丘二・四丁目、八王子市南大沢四・五丁目、鑓水二丁目	平成 16. 7. 1
東京都立桜ヶ丘公園	多摩市連光寺三・五丁目	昭和 59. 6. 1

(エ) 大神山公園

施設名	所在地	開園年月日
東京都立大神山公園	小笠原村父島	昭和 56. 4. 30

(オ) 防災公園グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立東白鬚公園	墨田区堤通二丁目	昭和 61. 6. 1
東京都立木場公園	江東区木場四・五丁目、平野四丁目、三好四丁目、東陽六丁目	平成 4. 6. 1
東京都立砧公園	世田谷区砧公園、大蔵一丁目、岡本一丁目	昭和 32. 4. 1
東京都立駒沢オリンピック公園	世田谷区駒沢公園、駒沢一丁目、目黒区東が丘二丁目、八雲五丁目	昭和 39. 12. 1
東京都立代々木公園	渋谷区代々木神園町、神南二丁目	昭和 42. 10. 20
東京都立善福寺川緑地	杉並区成田東二・三・四丁目、成田西一・三・四丁目、荻窪一丁目	昭和 39. 8. 1
東京都立和田堀公園	杉並区大宮一・二丁目、成田東一・二丁目、成田西一丁目、堀ノ内一・二丁目、松ノ木一丁目	昭和 39. 8. 1
東京都立汐入公園	荒川区南千住八丁目	平成 18. 4. 1
東京都立城北中央公園	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目、練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目	昭和 32. 4. 1
東京都立光が丘公園	練馬区光が丘二・四丁目、旭町二丁目、板橋区赤塚新町三丁目	昭和 56. 12. 26
東京都立舎人公園	足立区舎人公園、西伊興町、舎人町、入谷町、古千谷一・二丁目、皿沼三丁目、西伊興一・二・三丁目	昭和 56. 6. 1
東京都立水元公園	葛飾区水元公園・東金町五・八丁目、埼玉県三郷市	昭和 40. 4. 1
東京都立篠崎公園	江戸川区上篠崎一・四丁目、篠崎町五・六・七・八丁目、西篠崎一・二丁目、谷河内二丁目、南篠崎町四丁目	昭和 42. 7. 26
東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町六丁目	平成元. 6. 1
東京都立武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町二丁目、緑町二丁目	平成元. 6. 1
東京都立府中の森公園	府中市浅間町一丁目、緑町二丁目、天神町二丁目	平成 3. 6. 1
東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町三丁目、調布市西町、三鷹市大沢五・六丁目	平成 12. 4. 1
東京都立小金井公園	小金井市桜町三丁目、関野町一・二丁目、小平市花小金井南町三丁目、西東京市向台六丁目、武蔵野市桜堤三丁目	昭和 29. 1. 14
東京都立東村山中央公園	東村山市富士見町五丁目、美住町一丁目	昭和 63. 6. 1
東京都立東大和南公園	東大和市桜が丘二・三丁目	昭和 61. 6. 1
東京都立秋留台公園	あきる野市二宮、平沢	昭和 63. 6. 1

(カ) 文化財庭園グループ

施設名	所在地	開園年月日
東京都立浜離宮恩賜庭園	中央区浜離宮庭園一番一号	昭和 21. 4. 1
東京都立旧芝離宮恩賜庭園	港区海岸一丁目	大正 13. 4. 20
東京都立小石川後楽園	文京区後楽一丁目	昭和 13. 4. 3
東京都立六義園	文京区本駒込六丁目	昭和 13. 10. 16
東京都立旧岩崎邸庭園	台東区池之端一丁目	平成 13. 10. 1
東京都立向島百花園	墨田区東向島三丁目	昭和 14. 7. 8
東京都立清澄庭園	江東区清澄二・三丁目	昭和 7. 7. 24
東京都立旧古河庭園	北区西ヶ原一丁目	昭和 31. 4. 30
東京都立殿ヶ谷戸庭園	国分寺市南町二丁目	昭和 54. 4. 1

(キ) 神代植物公園

施設名	所在地	開園年月日
東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町二・五丁目、深大寺北町一・二丁目、深大寺南町四・五丁目	昭和 36. 10. 20

(ク) 東京都霊園

施設名	所在地	開設年月日
東京都青山霊園	港区南青山四丁目	明治 7. 9. 1
東京都谷中霊園	台東区谷中七丁目、上野桜木二丁目	明治 7. 9. 1
東京都雑司ヶ谷霊園	豊島区南池袋四丁目	明治 7. 9. 1
東京都染井霊園	豊島区駒込五・七丁目	明治 7. 9. 1
東京都八柱霊園	千葉県松戸市田中新田、紙敷、松飛台、河原塚、日暮	昭和 10. 7. 1
東京都八王子霊園	八王子市元八王子町三丁目、川町	昭和 46. 4. 1
東京都多磨霊園	府中市多磨町、小金井市前原町一丁目	大正 12. 4. 1
東京都小平霊園	小平市美園町三丁目、東村山市荻山町一・五丁目、東久留米市柳窪三丁目	昭和 23. 5. 1

(ケ) 東京都葬儀所

施設名	所在地	開設年月日
東京都瑞江葬儀所	江戸川区春江町三丁目	昭和 13. 2. 1

(コ) 自然公園施設

施設名	所在地	開園等年月日
東京都立小峰公園	あきる野市留原、高尾	平成 2. 7. 1
東京都小笠原ビジターセンター	小笠原村父島字西町	平成 14. 4. 1

(サ) 海上公園

施設名	所在地	開園年月日
東京都立葛西海浜公園	江戸川区臨海町六丁目 臨海町六丁目地先	平成元. 6. 1

イ 指定管理者の運営状況評価

グループ名	施設名称	指定管理評価	
		令和 2 年度	令和 3 年度
都市部の公園・南部グループ	東京都立日比谷公園	S	S
	東京都立芝公園	A	B
	東京都立青山公園	B	A
	東京都立林試の森公園	A	A
	東京都立蘆花恒春園	B	B
	東京都立祖師谷公園	B	A
	日比谷公園大音楽堂	A	S
都市部の公園・北部グループ	東京都立戸山公園	B	A
	東京都立善福寺公園	B	A
	東京都立高井戸公園	A	A
	東京都立浮間公園	S	A
	東京都立赤塚公園	B	A
	東京都立石神井公園	B	A
	東京都立大泉中央公園	B	B
多摩丘陵グループ	東京都立長沼公園	B	A
	東京都立平山城址公園	B	B
	東京都立小山田緑地	A	A
	東京都立小山内裏公園	S	A
	東京都立桜ヶ丘公園	A	A
—	東京都立大神山公園	B	A
防災公園グループ	東京都立東白鬚公園	B	A
	東京都立木場公園	B	A

グループ名	施設名称	指定管理評価	
		令和2年度	令和3年度
防災公園グループ	東京都立砦公園	B	B
	東京都立駒沢オリンピック公園	B	A
	東京都立代々木公園	A	S
	東京都立善福寺川緑地	A	A
	東京都立和田堀公園	B	B
	東京都立汐入公園	A	A
	東京都立城北中央公園	A	B
	東京都立光が丘公園	A	B
	東京都立舎人公園	B	A
	東京都立水元公園	B	B
	東京都立篠崎公園	B	A
	東京都立葛西臨海公園	S	S
	東京都立武蔵野中央公園	B	A
	東京都立府中の森公園	B	A
	東京都立武蔵野の森公園	A	S
	東京都立小金井公園	B	B
	東京都立東村山中央公園	B	A
	東京都立東大和南公園	B	B
	東京都立秋留台公園	A	A
文化財庭園グループ	東京都立浜離宮恩賜庭園	A	A
	東京都立旧芝離宮恩賜庭園	B	B
	東京都立小石川後樂園	A	A
	東京都立六義園	A	A
	東京都立旧岩崎邸庭園	B	B
	東京都立向島百花園	B	A
	東京都立清澄庭園	B	B
	東京都立旧古河庭園	A	A
	東京都立殿ヶ谷戸庭園	A	B
—	東京都立神代植物公園	A	A
東京都霊園	東京都青山霊園	B	B
	東京都谷中霊園	B	B
	東京都雑司ヶ谷霊園	B	A
	東京都染井霊園	A	A

グループ名	施設名称	指定管理評価	
		令和2年度	令和3年度
東京都霊園	東京都八柱霊園	A	B
	東京都八王子霊園	A	A
	東京都多磨霊園	B	A
	東京都小平霊園	B	A
—	東京都瑞江葬儀所	S	S
自然公園施設	東京都立小峰公園	A	A
	東京都小笠原ビジターセンター	A	A
海上公園	東京都立葛西海浜公園	B	

ウ 公有財産の貸付状況

(ア) 行政財産 (占用許可)

(単位：円)

所在	目的	種類		占用料 (年額)
		土地	河川管理施設	
江東区清澄 1-2-37	駐車場	1,028.00 m ²	—	3,495,744
江戸川区松本 2-1	駐車場	1,000.00 m ²	—	1,747,872
新宿区下落合 1-12	駐車場施設定期 駐車場	307.53 m ²	—	922,272
北区浮間 1 丁目	駐車場施設 (定期 駐車場)	4,260.19 m ²	—	728,280
墨田区横網二丁目地先	船舶係留施設	—	17.00 m ²	519,792
足立区宮城一丁目 5 番	駐車場施設 (宮 城定期駐車場)	2,492.03 m ²	—	436,968
足立区花畑町 5998	駐車場	543.33 m ²	—	145,656
北区志茂 3 丁目 34 番地先	駐車場	762.93 m ²	—	145,656
東村山市美住町 2-1-2 地先 から東村山市本町 3-37-4 地 先まで	駐車場	2,958.90 m ²	—	135,060
神奈川県相模原市鶴野森 2- 34 他 1 箇所	駐車場	396.55 m ²	—	43,020
外 113 件				

(注) 次により、占用料を減免している。

- ・ 東京都河川流水占用料等徴収条例 (平成 12 年東京都条例第 95 号) 第 4 条
- ・ 東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則 (平成 18 年東京都規則第 55 号) 第 3 条

(イ) 行政財産 (使用許可)

(単位：円)

所在	目的	種類		使用料 (年額)
		土地	建物	
瑞江葬儀所	売店、アイスショーケース、冷蔵庫	-	23.91 m ²	145,464
青山霊園	自動販売機	3.24 m ²	-	102,636
青山霊園	自動販売機	2.26 m ²	-	60,984
雑司ヶ谷霊園	自動販売機	3.24 m ²	-	29,616
染井霊園	自動販売機	1.05 m ²	-	12,000
瑞江葬儀所	自動販売機	-	1.96 m ²	11,916
瑞江葬儀所	自動販売機	-	0.99 m ²	6,012
八柱霊園	自動販売機	2.42 m ²	-	2,436
台東区上野公園 7 番 47 号	自動販売機	-	0.89 m ²	(免除)

(注) 次により、使用料を減免している。

- ・ 東京都行政財産使用料条例 (昭和 39 年東京都条例第 26 号) 第 5 条

(ウ) 行政財産 (設置許可)

(単位：円)

所在	目的	種類	使用料 (年額)
		土地	
井の頭自然文化園	スポーツランド	1,137.29 m ²	8,680,845
光が丘公園	売店	276.20 m ²	1,908,641
小金井公園	バーベキュー売店	310.20 m ²	1,638,348
駒沢オリンピック公園	飲食店	343.09 m ²	1,429,668
水元公園	売店	265.10 m ²	879,077
小金井公園	さくら売店	128.85 m ²	679,572
芝公園	自動販売機・廃棄物容器	15.12 m ²	668,736
代々木公園	自動販売機 7 台、屑籠 7 台	13.91 m ²	513,145
葛西臨海公園	パークトレイン及び付帯設備	94.00 m ²	505,344
日比谷公園	自動販売機 屑籠	2.88 m ²	431,529
外 106 件			

(注) 次により、使用料を減免している。

- ・ 東京都立公園条例 (昭和 31 年東京都条例第 107 号) 第 22 条

(エ) 行政財産 (管理許可)

(単位：円)

所在	目的	種類		使用料 (年額)
		土地	建物	
砧公園	駐車場	12,087.77 m ²	-	41,313,027
代々木公園	駐車場	2,411.53 m ²	-	35,990,455
井の頭恩賜公園	第二駐車場	6,745.14 m ²	-	34,172,400
光が丘公園	光が丘駐車場	7,409.77 m ²	-	27,129,039
上野恩賜公園	上野恩賜公園第一駐車場	2,062.02 m ²	-	25,219,800
小金井公園	第一駐車場	8,636.47 m ²	-	22,732,800
葛西臨海公園	葛西臨海公園第一駐車場	8,661.39 m ²	-	22,540,101
木場公園	木場公園第一駐車場	4,132.75 m ²	-	18,143,442
上野恩賜公園	上野恩賜公園第二駐車場	1,526.00 m ²	-	17,588,724
上野恩賜公園	上野恩賜公園飲食店 第二号 (竹の台西側)	-	1,241.01 m ²	15,963,600
外 87 件				

(注) 次により、使用料を減免している。

- ・ 東京都立公園条例 (昭和 31 年東京都条例第 107 号) 第 22 条

(オ) 普通財産 (貸付け)

(単位：円)

名称	目的	種類	貸付料 (年額)
		船舶	
水上バス「さくら」	水上バスを活用し、防災船として災害対策に備えるとともに平常時に隅田川等を運行し都民に東京の水辺における船旅を提供し、水辺空間のにぎわい創出を目指す	54 総トン	1,424,000
水上バス「あじさい」		54 総トン	
水上バス「こすもす」		76 総トン	